

総括プロジェクト機構内における研究部門について

平成 17 年 2 月 18 日

総 長 裁 定

平成 19 年 4 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この裁定は、東京大学総括プロジェクト機構内規第 4 条の規定に基づき研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の手續及び存続期間)

第 2 条 研究部門を設置するときは、総長室総括委員会においてこれを審議し、役員会に報告しなければならない。

2 研究部門の存続期間は、原則として 1 年以上 6 年以下とする。

3 前項の存続期間が終了したときは、その研究の成果の概要のとりまとめを行い、総括プロジェクト機構長に報告するものとする。

4 研究部門の存続期間は、更新することができる。更新の手續きは、第 1 項に準ずる。

(研究部門教員)

第 3 条 研究部門教員は、教授、准教授、講師、助手及びそれらに相当する者とする。

2 研究部門教員の選考は、総長室総括委員会内規第 2 条により行う。

3 研究部門教員は、本学の専任または兼任の教員及び総括プロジェクト機構長より委嘱された者とする。

4 研究部門において雇用する教員については、任期または契約期間を付すものとする。

附 則

本裁定は、平成 17 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

本裁定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。